

教 育 委 員 会 会 議 提 出 議 案

第 4 号

へき地等学校の指定に関する規則の
一部を改正する規則の制定について

このことを、別案のとおり提出する。

令 和 7 年 3 月 3 日
教 育 長

(理 由)

添田町及び赤村において、添田町立津野小学校、添田町立落合小学校及び赤村立赤小学校上赤分校が令和7年3月31日をもって廃止されるため、当該規則から削除するほか、所要の規定の整備を行うものである。

へき地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和七年三月 日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第 号

へき地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則

へき地等学校の指定に関する規則（昭和四十六年福岡県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、準へき地学校及び特別の地域に所在する学校等」を「及び準へき地学校」に改める。

第四条を削る。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第二条関係）

所 在 地	学 校 名	地 級 区 分
宗像市地島	地島小学校	二
〃 大島	大島学園	一
糟屋郡篠栗町大字萩尾	篠栗小学校萩尾分校	一
〃 新宮町大字相島	相島小学校	二
〃 新宮町大字相島	新宮中学校相島分校	二
糸島市志摩姫島	姫島小学校	三
〃 志摩姫島	志摩中学校姫島分校	三
朝倉郡東峰村大字福井	東峰小学校	一
〃 東峰村大字福井	東峰中学校	一
八女市星野村一二〇五九	星野小学校	一
〃 星野村九五〇〇	星野中学校	一
〃 矢部村北矢部	矢部清流学園	一
京都郡みやこ町犀川上伊良原	伊良原小学校	二
〃 みやこ町犀川上伊良原	伊良原中学校	二

別表第二（第三条関係）

所在地	学校名
築上郡築上町大字小原	小原小学校

別表第三を削る。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

へき地等学校の指定に関する規則新旧対照表

改正案

(趣旨)

第一条 この規則は、福岡県公立学校職員のへき地手当等に関する条例（昭和四十六年福岡県条例第九号。以下「へき地条例」という。）第五条の規定に基づき、へき地学校及び準へき地学校を指定するものとする。

(削る。)

別表第一（第二条関係）

所在地	学校名	級 地 区分
宗像市地島	地島小学校	二
〃 大島	大島学園	一
糟屋郡篠栗町大字萩尾	篠栗小学校萩尾分校	一
〃 新宮町大字相島	相島小学校	一
〃 新宮町大字相島	新宮中学校相島分校	二
糸島市志摩姫島	姫島小学校	二
〃 志摩姫島	志摩中学校姫島分校	三
朝倉郡東峰村大字福井	東峰小学校	一
〃 東峰村大字福井	東峰中学校	一
八女市星野村一二〇五九	星野小学校	一
〃 星野村九五〇〇	星野中学校	一
〃 矢部村北矢部	矢部清流学園	一
京都府みやこ町犀川上伊良原	伊良原小学校	二
〃 みやこ町犀川上伊良原	伊良原中学校	二

現行

(趣旨)

第一条 この規則は、福岡県公立学校職員のへき地手当等に関する条例（昭和四十六年福岡県条例第九号。以下「へき地条例」という。）第五条の規定に基づき、へき地学校、準へき地学校及び特別の地域に所在する学校等を指定するものとする。

(特別の地域に所在する学校等)

第四条 へき地条例第三条第一項に規定する特別の地域に所在する学校等は、別表第三のとおりとする。

別表第一（第二条関係）

所在地	学校名	級 地 区分
宗像市地島	地島小学校	二
〃 大島	大島学園	一
糟屋郡篠栗町大字萩尾	篠栗小学校萩尾分校	一
〃 新宮町大字相島	相島小学校	一
〃 新宮町大字相島	新宮中学校相島分校	二
糸島市志摩姫島	姫島小学校	二
〃 志摩姫島	志摩中学校姫島分校	三
朝倉郡東峰村大字福井	東峰小学校	一
〃 東峰村大字福井	東峰中学校	一
八女市星野村一二〇五九	星野小学校	一
〃 星野村九五〇〇	星野中学校	一
〃 矢部村北矢部	矢部清流学園	一
田川郡添田町大字津野	津野小学校	一
京都府みやこ町犀川上伊良原	伊良原小学校	二
〃 みやこ町犀川上伊良原	伊良原中学校	二

別表第二（第三条関係）

所在地	学校名
築上郡築上町大字小原	小原小学校

（削る。）

別表第二（第三条関係）

所在地	学校名
田川郡赤村大字赤 築上郡築上町大字小原	赤小学校上赤分校 小原小学校

別表第三（第四条関係）

所在地	学校名
田川郡添田町大字落合	落合小学校